

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書(1)
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	祝田法律事務所 弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	令和7年2月17日
【提出日】	令和7年2月25日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有目的の変更、重要提案行為等の変更、当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社マクロミル
証券コード	3978
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	オアシス マネジメント カンパニー リミテッド (Oasis Management Company Ltd. )
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイブルズ・コーポレート・サービス・リミテッド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成23年6月16日
代表者氏名	フィリップ・メイヤー (Phillip, Meyer)
代表者役職	ジェネラル・カウンセル (General Counsel)
事業内容	顧客またはファンドの資産管理

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

## (2)【保有目的】

ポートフォリオ投資
-----------

## (3)【重要提案行為等】

該当なし
------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,292,600
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 3,292,600
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,292,600
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年2月14日現在)	V	40,630,500
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		8.10
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		7.12

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和6年12月24日	株券	150,600	0.37	市場内	取得	
令和6年12月25日	株券	3,300	0.01	市場内	取得	

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者が運営するファンドであるOasis Investments II Master Fund Ltd.、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.及びOasis Japan Strategic Fund Y Ltd.(以下、総称して「オアシスグループ」という。)は、TJ1株式会社(以下「公開買付者」という。)との間で、オアシスグループが所有する発行者の普通株式3,292,600株について、公開買付者が2024年11月15日に開始した公開買付け(以下「本公開買付け」という。)に応募する旨の公開買付応募契約(以下「本応募契約」という。)を2025年2月17日付で締結した。本応募契約において、本公開買付けへの応募(以下「本応募」という。)の前提条件は存在しない。

本応募契約において、公開買付者及びオアシスグループは、以下の内容を合意している。

オアシスグループは、公開買付者が本公開買付けを開始した場合、本応募契約の締結日の5営業日以内に、本応募をする。また、オアシスグループは、本応募後、本応募を撤回せず、本応募により成立するオアシスグループが所有する発行者の普通株式の買付け等に係る契約を解除しないものとされている。ただし、第三者によりその時点の公開買付価格の110%を上回る金額を買付価格とする発行者の普通株式の全部の取得を目的とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」という。)が開始された場合、オアシスグループは、公開買付者に対して公開買付価格を当該対抗公開買付けに係る買付価格以上の金額に変更することを申し入れることができる。申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は公開買付期間の末日の3営業日前の日のうちいずれか早い方の日までに、公開買付価格が上記のとおり変更されない場合、オアシスグループは、本応募契約に定める自らの義務に違反がない場合に限り、応募義務を免れることができる。

また、本応募契約において、オアシスグループは、以下の事項を誓約している。

( )オアシスグループは、本応募契約の締結日後、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者以外の第三者との間で、本応募合意株主が所有する発行者の普通株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない。また、オアシスグループは、第三者からかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、かかる事実及び内容を通知する。

( )オアシスグループは、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、発行者の株主総会の招集請求権(会社法第297条)、議題提案権(会社法第303条第1項及び第2項)及び議案提案権(会社法第304条及び第305条第1項)その他の株主権を行使しない。

( )発行者において本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする株主総会が開催される場合、オアシスグループは、公開買付者の選択に従い、(a)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(b)公開買付者の指示に従って議決権を行使する。

なお、本公開買付けの公開買付期間は2025年3月4日まで、決済の開始日は同月11日とされている。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	3,904,359
上記(Y)の内訳	ファンドの資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	3,904,359

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

